

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### Ⅲ 社会福祉

##### 1 老人福祉

老人対策は、長期かつ総合的対応を要する問題であり、たとえば、所得、健康、福祉サービス、生きがいと各般にわたる総合対策が必要とされる。また、単に老人を弱者として保護するのではなく、老後の生きがいを高める積極的対策でなければならない。老人福祉法は、その第1条に規定しているように、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的」としている。

このような老人福祉法の精神を受けて種々の施策が行われている。

#### 厚生省における老人対策

厚生省における老人対策

所得保障	○厚生年金・国民年金制度等による老齢年金等の支給 ○生活保護法による最低生活費の支給
健康	○老人保健法に基づく壮年期の健康診査等の総合的な保健事業 ○老人保健法に基づく老人医療の保障
福祉	○家庭奉仕員の派遣事業等の在宅要援護老人福祉対策 ○特別養護老人ホーム等によるねたきり老人等の保護(施設福祉対策) ○老人クラブ活動の助成等社会参加促進対策
その他	他省庁において、雇用対策、住宅対策、税制上の配慮等老人の生活全般にわたってきめ細かい対策が実施されている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

1 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

(1) 在宅福祉対策

(昭和60年度)

事業名	事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>老人家庭奉仕員派遣事業</li> <li>老人日常生活用具給付等事業</li> </ul>	<p>ねたきり老人等日常生活を営むのに支障がある者に派遣</p> <p>*家庭奉仕員数 21,613人</p> <p>ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常用具を給付(低所得世帯に限る)</p> <p>*給付品目 【特殊寝台・マットレス・エアパット・便座(便器)・浴槽・湯沸器・特殊尿器・火災警報器・自動消火器・入浴担架・体位変換器・老人用電話(貸与)】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ショートステイ事業</li> <li>デイ・サービス事業</li> </ul>	<p>ねたきり老人等を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難となった場合及び介護疲れによる休養等(自己負担)の場合に特別養護老人ホーム等で保護</p> <p>*対象人員 27,845人</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>通所サービス事業</li> <li>訪問サービス事業</li> </ul>	<p>虚弱老人等をデイ・サービス施設に通所させ、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供</p> <p>*実施か所数 96か所</p> <p>ねたきり老人の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供</p> <p>*実施か所数 10か所</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>痴呆性老人処遇技術研修事業</li> </ul>	<p>痴呆性老人処遇技術研修施設(特別養護老人ホーム)を指定し、寮母等の実践研修を実施</p> <p>*40施設</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ等活動推進員</li> </ul>	<p>単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動等に対する指導</p> <p>*活動推進員 98人</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ活動等社会参加促進事業</li> </ul>	<p>老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成及び老人クラブ活動の一環として行う陶芸、園芸、木工などの生産活動に対する助成</p> <p>*老人クラブ数 127,107クラブ</p> <p>*会員数 8,077,080人(60/3末日現在)</p> <p>*生きがいと創造の事業 40か所</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者能力開発情報センター運営</li> </ul>	<p>概ね65歳以上の者に対し、各種の相談とその希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋及び各種福祉サービスの情報の提供等を行う</p> <p>*実施か所数 A型 78か所 B型 70か所</p>

(注) \*印は予算上の人員、か所数 老人クラブは、厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

1 老人福祉

(2) 施設福祉対策

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 * 1,505か所 111,970人
		養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 * 946か所 69,600人
		軽費老人ホーム(A型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、身よりがないか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(ねたきり老人を除く) * 233か所 14,269人
		軽費老人ホーム(B型)	(入所要件) 原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) * 38か所 1,810人
	(参考)	(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や公的援助のある施設に入ることを望まない者 * 92か所 7,815人	
	利用施設	老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に應ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に共有するための利用施設 * 1,689か所
		老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 * 3,605か所
老人休養ホーム		景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 * 68か所	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 事業の概要の欄の\*印は昭和59年10月1日現在の施設数、定員数

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### Ⅲ 社会福祉

#### 1 老人福祉

#### (3) 家庭奉仕員派遣事業

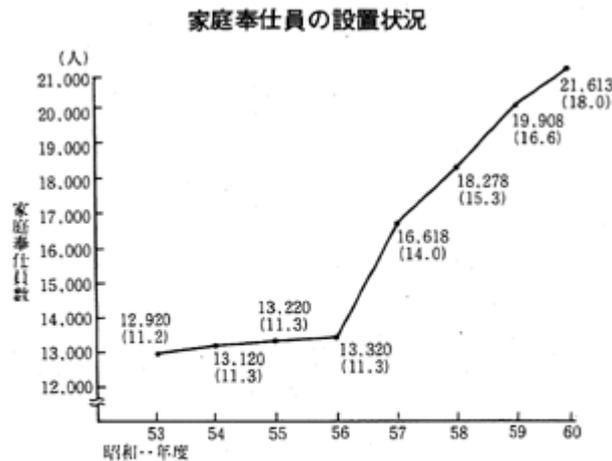
家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。

このような派遣対象の拡大に伴い、昭和57年度においては3,298人、昭和58年度においては1,660人、昭和59年度においては1,630人、昭和60年度においては1,705人の増員を行った。

また、昭和60年度からは、家庭奉仕員間の連絡・指導・助言等を行う主任家庭奉仕員(チーフ・ヘルパー)制度を創設し、昭和60年度において188人の設置を行った。

#### 家庭奉仕員の設置状況



厚生省社会局調べ

- (注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児(者)が含まれている。  
 2. ( ) 内は、人口10万対比

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

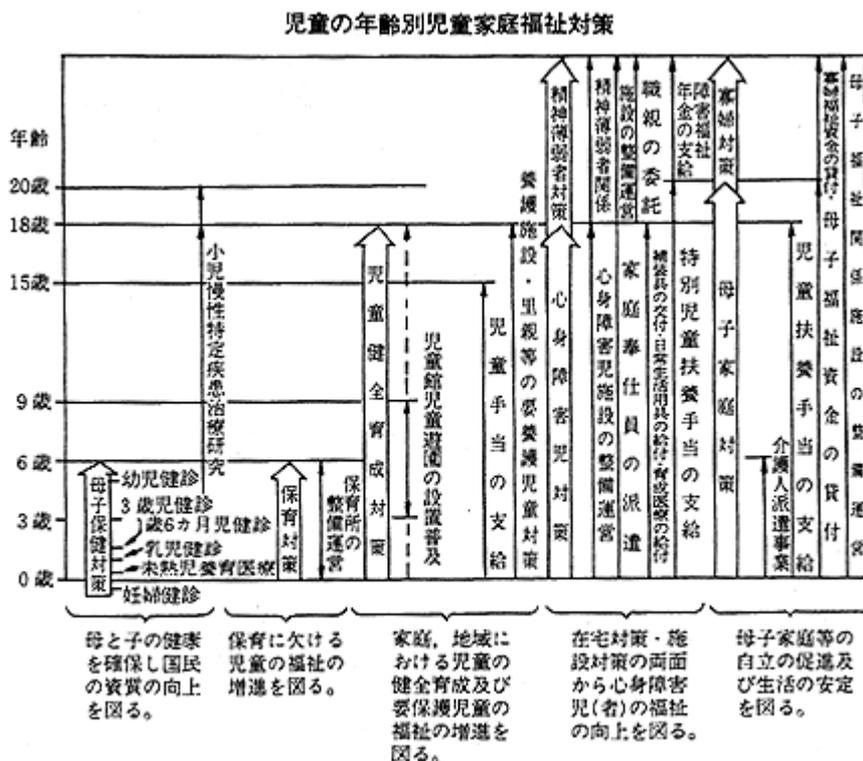
#### 2 児童と家庭

#### (1) 概要

児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

このような児童福祉の理念のもとに、各般の児童家庭福祉対策が講じられているが、概要は次のとおりである。

#### 児童の年齢別児童家庭福祉対策



#### 児童福祉行政の機構図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

2 児童と家庭

(2) 児童福祉施設

(2) 児童福祉施設

(昭和59年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員	入所人員
		か所	人	人
児童福祉施設		33,475	2,224,955	1,961,950
助産施設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる	826	(6,390)	
乳児院	乳児を入院させ、養育する	122	4,058	3,127
母子寮	母子を入所させ、保護指導する	348	(7,043)	(14,849)
保育所	保育に欠ける乳幼児を保育する	22,904	2,124,000	1,880,122
養護施設	保護者のない児童等を入所させ養護する	533	34,924	31,575
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う	839	54,235	42,090
虚弱児施設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る	34	2,067	1,776
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する	11	550	434
教護院	不良行為をなし又はなすおそれのある児童を教護する	57	5,121	2,826
児童館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健全育成を図る	3,427	・	・
児童遊園	広場、おらんこ等を設け、児童の健全育成を図る	4,374	・	・
精神薄弱者援護施設		1,051	63,501	62,055
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う	713	47,721	46,804
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う	338	15,780	15,251
母子福祉施設		84	2,118	・
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う	54	・	・
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	30	2,118	・
母子保健施設		650	・	・
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う	650	・	・

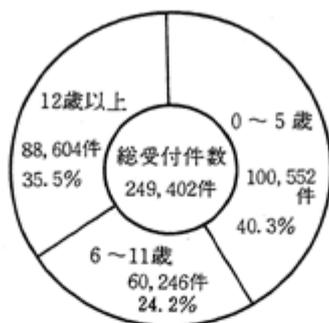
資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

- (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。  
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
3. 母子健康センターについては、昭和60年3月末日現在である。

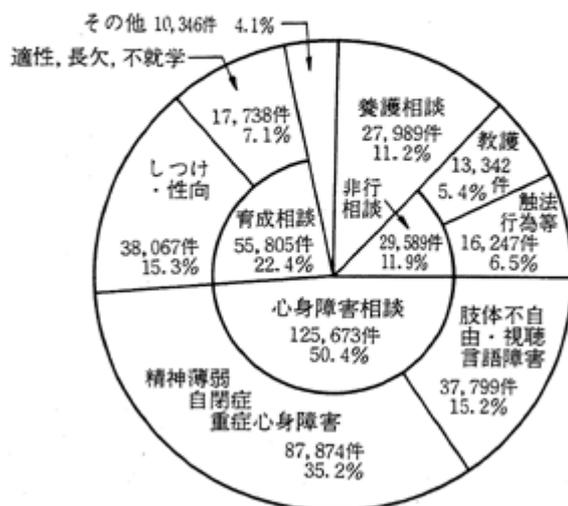
児童相談所における相談件数

児童相談所における相談件数(昭和59年度)

①年齢別受付件数



②相談内容別受付件数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

- (注) 1. 養護相談とは、保護者の病気、離婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談をいう。
2. 教護相談とは、家出、浮浪、乱暴等触法行為ではないが、児童の問題行為に関する相談をいう。

相談機関の相談件数からみた児童問題の状況

相談機関の相談件数からみた児童問題の状況

(児童相談所)

年	度	昭和50年度	昭和55年度	昭和59年度	
総	数 (指数)	件 239,518 (100)	件 249,168 (104)	件 249,402 (104)	
		(指数)			
	主な相談事例の動向	非行	100→	127→	128
		養護(片親、虐待等)	100→	87→	89
		育成(しつけ等)	100→	87→	78
	心身障害	100→	120→	126	

厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和60年5月現在の児童相談所数は165か所である。

(家庭児童相談室)

年	度	昭和50年度	昭和55年度	昭和59年度	
総	数 (指数)	件 465,178 (100)	件 569,439 (122)	件 646,221 (139)	
		(指数)			
	主な相談事例の動向	生活習慣(性格等)	100→	104→	113
		学校生活(登校拒否等)	100→	128→	187
		非行	100→	124→	169
		家族関係	100→	121→	168
その他の環境条件に係るもの		100→	124→	141	

厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和59年度末現在の家庭児童相談室は社会福祉事務所内に1,019か所設置されている。

第2編

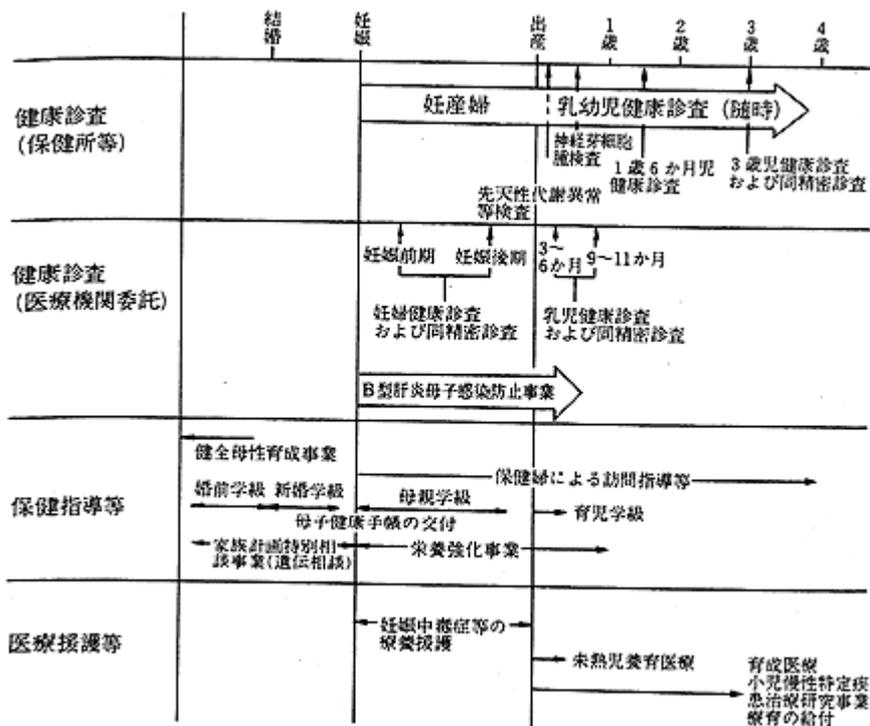
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 母子保健

(3) 母子保健



健康診査の実施状況

健康診査の実施状況

(昭和58年度)

		人	%
3歳児健康診査の受診者数(受診率)	一般健診	1,305,221	(83.2)
	精密健診	27,840	(-)
	歯科健診	1,239,270	(79.0)
1歳6か月児健康診査の受診者数(受診率)	一般健診	1,187,095	(84.7)
	歯科健診	1,040,847	(84.4)

厚生省児童家庭局調べ

厚生白書(昭和60年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

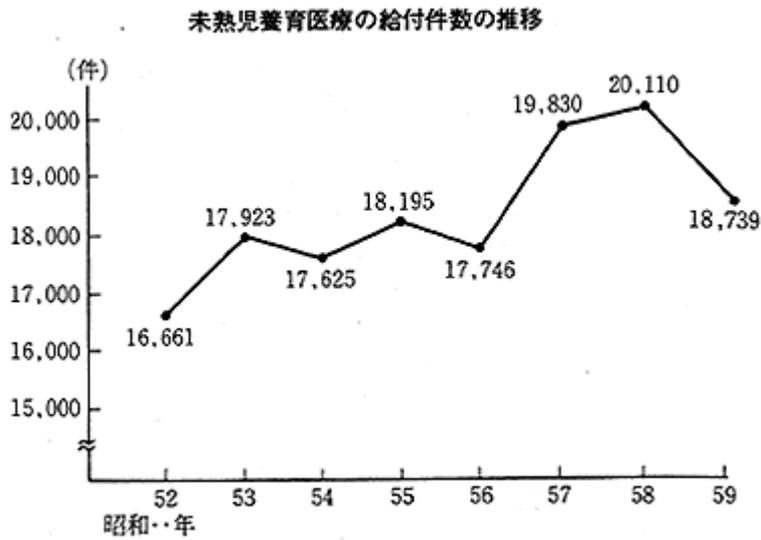
#### Ⅲ 社会福祉

#### 2 児童と家庭

#### (4) 保育対策

全国的にみれば保育所はほぼ充足しており、今後は人口急増地域等への対応及び多様化する保育需要(夜間保育,延長保育,障害児保育等)への対応が進められる。

#### 未熟児養育医療の給付件数の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

#### 保育所数・入所状況

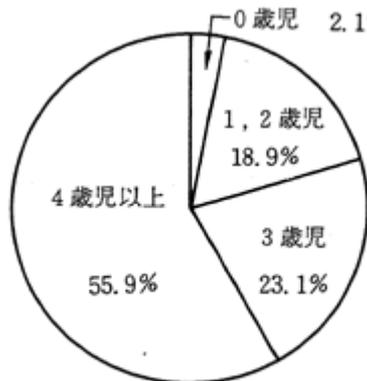
保育所数・入所状況

年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 立 (か所)	私 立 (か所)		
昭和50	18,238	11,683	6,555	1,699,681	1,603,924
55	22,036	13,564	8,472	2,136,728	1,977,879
56	22,487	13,724	8,763	2,168,811	1,965,896
57	22,709	13,842	8,867	2,168,349	1,938,829
58	22,858	13,809	9,049	2,147,519	1,909,638
59	22,904	13,813	9,091	2,124,000	1,865,371

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

年齢別保育所措置状況

年齢別保育所措置状況 (昭和60年4月1日現在)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

夜間保育・延長保育・障害児保育の推移

夜間保育・延長保育・障害児保育の推移 (各年度末現在)

年 度	56	57	58	59	60
夜 間 保 育(か所数)	4	9	12	17	19
延 長 保 育(か所数)	71	162	205	297	367
障害児保育 (国庫補助対象人員)	2,618	2,992	3,367	3,743	3,993

厚生省児童家庭局調べ

(注) 60年度は10月1日現在

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 2 児童と家庭

#### (5) 児童の健全育成対策

---

家庭・地域における児童の健全育成及び要養護児童・非行児童等の福祉の増進を図る。

子どもが健やかに育てられる場の確保	施設の充実——児童館, 児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放等 地域組織活動の充実——母親クラブ, 児童育成クラブ等の強化・助成
多子家庭に対する経済的援助	児童手当の支給
養護に欠ける児童の保護	乳児院, 養護施設への入所, 里親等への委託
非行等問題行動の防止, 保護, 指導	児童相談所における相談・指導, 教護院, 情緒障害児短期治療施設への入所

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 2 児童と家庭

#### (6) 児童手当制度新旧比較表

区 分	現 行 制 度	新 制 度
支給対象児童	・第三子以降の児童	・第二子以降の児童
支給期間	・義務教育終了前の期間 (中学校卒業まで)	・義務教育就学前までの期間 (小学校入学まで) ただし、就学猶予者及び免除者は、その猶予又は免除された期間、支給。
手 当 額	・月額5,000円 (市町村民税所得割非課税者 7,000円)	・第二子 : 月額2,500円 第三子以降: 月額5,000円
所得制限	・老齢福祉年金の本人所得制限並 〔昭和57年度～60年度: 行革関連特例法による所得制限強化措置〕 (60年度: 6人世帯収入ベース 409.4万円)	・同左 〔昭和61年度～65年度〕
特例給付	・所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンの受給者について、全額事業主負担による児童手当と同額の給付 〔昭和57年度～60年度: 行革関連特例法による措置〕	・同左 〔昭和61年度～65年度〕
費用負担	・サラリーマン分 事業主: 7/10, 国: 2/10, 地方: 1/10	・同左
	・自営業者等分 国: 2/3, 地方: 1/3	・同左
	・特例給付分 事業主: 10/10	・同左

#### 児童手当支給状況

児童手当支給状況(昭和59年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	(682,503) 2,093,982	(851,678) 2,390,517	163,608,274.5
うち特例給付 被用者	687,241 (137,069) 1,002,553	731,835 (170,671) 1,107,703	43,398,742 69,412,450.5
うち特例給付 非被用者	496,449 (543,947) 837,531 (1,487) 253,898	528,216 (679,037) 1,008,296 (1,970) 274,518	30,937,845 77,402,132 16,793,692
公務員 うち特例給付	190,792	203,619	12,460,897

資料：厚生省児童家庭局「昭和59年度児童手当事業年報」

- (注) 1. 受給者数及び算定基礎児童数は、昭和60年2月末現在のものである。  
 2. ( )内は、市町村民税所得割の額のない受給者及び当該受給者に係る算定基礎児童の各々の数の再掲である。

算定基礎児童数別受給者数

算定基礎児童数別受給者数(昭和60年2月末現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,093,982	1,857,305	194,212	31,027	7,625	3,813
構成比	100.0	88.7	9.3	1.5	0.3	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和59年度児童手当事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

2 児童と家庭

(7) 母子家庭等

1) 母子家庭等になった理由別世帯数及びに構成割合

① 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合 (昭和58年8月1日現在)

	総数	死 別			離 別			
		総数	病死	その他の死別	総数	離婚	遺棄生死不明	その他
母子家庭	世帯 718,100 (100.0)	259,300 (36.1)	201,600 (28.1)	57,700 (8.0)	458,700 (63.9)	352,500 (49.1)	40,600 (5.7)	65,600 (9.1)
寡婦	人 1,565,000 (100.0)	1,146,000 (73.2)	1,007,000 (64.3)	140,000 (8.9)	419,000 (26.8)	357,000 (22.8)	20,000 (1.3)	42,000 (2.7)
父子家庭	世帯 167,300 (100.0)	66,900 (40.0)	59,600 (35.6)	7,300 (4.4)	100,500 (60.1)	90,700 (54.2)	5,400 (3.2)	4,400 (2.6)

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和58年度)

- (注) 1. ( )内は、構成割合(%)を示す。  
 2. 母子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭  
 3. 寡婦：児童(20歳未満)を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子(但し、未婚の者を除く。)  
 4. 父子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

2) 母子及び寡婦福祉対策

② 母子及び寡婦福祉対策

経済的援助	手当, 年金の給付 { 死別-遺族年金, 母子年金, 母子福祉年金 { 生別-児童扶養手当 資金の貸付(母子福祉資金, 寡婦福祉資金)
雇用促進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭介護人派遣事業
税 制	寡婦控除 非課税限度額(地方税)

3) 児童扶養手当

③ 児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより, 児童の福祉の増進を図ること。	
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額(月額) (昭和60年8月~)	児童1人の場合 児童2人の場合 3人以上児童1人の加算額	33,000円 38,000円 2,000円
所得制限	受給者の前年の年収171万円未満(2人世帯) (171万円以上300万円未満の場合は, 11,000円につき支給停止) なお, 孤児等を養育する養育者については, 前年の年収781万円未満(2人世帯)	
支給方法	受給資格者の申請に基づき, 都道府県知事が認定し, 金融機関を通じて年3回(4月, 8月, 12月)支払う。 (ただし, 昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については, 国が郵便局を通じて支払う。)	
支給状況 (昭和59年度末)	受給者数 支給理由別内訳	627,307人 離婚 463,634人 死別 33,924人 未婚の母子 35,523人 父障害 32,638人 遺棄 49,290人 その他 12,298人

4) 父子福祉対策

④ 父子福祉対策

住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 3 心身障害者福祉

---

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

---

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

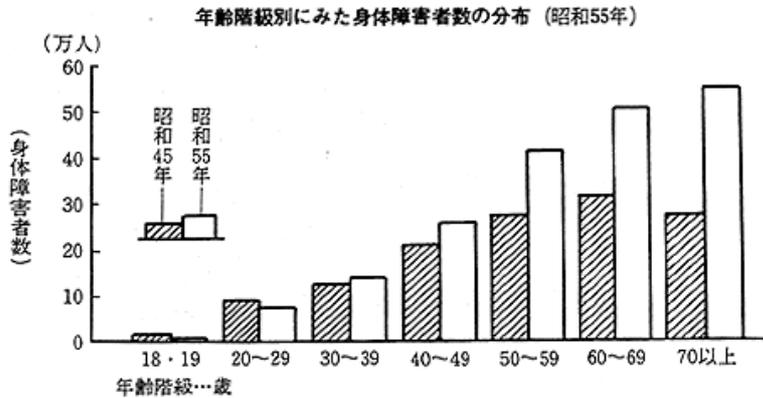
(1) 身体障害者

障害の程度別身体障害者数と構成割合

障害の程度	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和45年 千人	昭和55年 千人	対前回増加割合 %	昭和45年 %	昭和55年 %
総 数	1,314	1,977	150.5	100.0	100.0
1 級	142	293	206.3	10.8	14.8
2 級	207	355	171.5	15.7	17.9
3 級	165	337	204.2	12.5	17.0
4 級	233	381	163.5	17.8	19.3
5 級	200	265	132.5	15.3	13.4
6 級	165	244	147.9	12.5	12.4
不 明	202	101	50.0	15.4	5.1

(注) 障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、障害程度の重度のものから1級～6級とされている。

年齢階級別にみた身体障害者数の分布(昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

1) 身体障害者福祉対策の概要

① 身体障害者福祉対策の概要

事業名	事業の概要	備考
ハンディキャップ軽減のための施策	更生医療の給付 補装具の交付, 修理	厚生大臣が指定する医療機関に委託 都道府県知事等が指定する業者に委託
健康の保持増進のための施策	診査, 更生相談 在宅重度障害者訪問診査	身体障害者更生相談所と共同で実施
社会参加と自立のための施策	障害者福祉都市の設置 社会参加促進事業 在宅障害者デイ・サービス事業	人口10万以上の市に対し計画的に実施 昭和59年度35市 都道府県, 指定都市単位で行う
日常生活に対する援助のための施策	福祉手当の支給 日常生活用具の給付 家庭奉仕員の派遣 在宅重度身体障害者緊急保護	原則として人口10万以上の市(身障センターB型)で実施 月額11,250円(昭和60年6月より)
障害別福祉施策		社会福祉法人等に委託
その他の制度による施策		

2) 身体障害者福祉対策の概要

② 身体障害者福祉対策の概要

事業名	事業の概要	
施設福祉対策	更生施設	肢体不自由者更生施設 肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(48か所、1362人)
		視覚障害者更生施設 視覚障害者を入所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える。(16か所、1205人)
		聴覚・言語障害者更生施設 聴覚・言語障害者を入所させて、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(3か所、148人)
		内部障害者更生施設 内臓に障害のある者を入所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(15か所、548人)
		重度身体障害者更生援護施設 重度の身体障害者を入所させ、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(52か所、2963人)
	生活施設	身体障害者療護施設 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う。(158か所、9999人)
		身体障害者福祉ホーム 低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を与える。
	作業施設	身体障害者授産施設 身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(86か所、3949人)
		重度身体障害者授産施設 重度の身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(107か所、6328人)
		身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の通所型 (58か所、1161人)
身体障害者福祉工場 重度身体障害者で作業能力はあるが、職場環境、交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、健全な社会生活を営ませる。(21か所、1060人)		
地域利用施設	身体障害者福祉センター 地域の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健体養等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する。(123か所)	
	障害者更生センター 障害者とその家族が気軽に宿泊、栄養、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深める。(5か所)	
	補装具製作施設 無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う。(30か所)	
	点字図書館 無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する。(73か所)	
	点字出版施設 無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する。(12か所)	
盲人ホーム あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する盲人であって自営し、又は雇用されることの困難なものに対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。		
進行性筋萎縮症者の援護 進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。		

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(備考) 肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設に入所又は通所している者に対しては、次の費用が支給される。

更生訓練費……………訓練を受けるために必要な費用

就職支度金……………訓練を終了し、就職等により自立する場合の支度金

(注) 事業の概要の欄の( )内は昭和59年10月1日現在の施設数、定員

障害の種類別にみた身体障害者数

障害の種類別に見た身体障害者数  
(昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 3 心身障害者福祉

#### (2) 心身障害児

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策一覧

		心身障害児(者)対策一覧					
		乳幼児期	少年期		成年期(精神薄弱者のみ)		
		0歳	6歳	15歳	18歳	20歳	
在宅対策	発生子病 ……母子保健対策 ……先天性代謝異常等検査 ……健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児、幼児) ……保健所・児童相談所等による相談指導 ……心身障害児総合通園センター ……育成医療 ……心身障害児 ……通園事業 ……障害児保育 ……通園施設 (肢体不自由児、難聴幼児、精神薄弱児) ……特別児童扶養手当の給付						
		障害児				障害福祉年金の給付	
		年金			福祉手当の給付		
		福祉		補装具の交付(修理)			在宅重度精神薄弱者 訪問診査事業
		社				日常生活用具の給付	
		サ				家庭奉仕員の派遣	
		イ				児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務 所)による相談指導	精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等 による相談指導
		ビ				精神薄弱者相談員、民生(児童)委員 民間団体による相談指導	
		ス				身体障害者手帳、療育手帳の交付	
						心身障害者扶養保険制度 心身障害児(者)歯科診療事業 心身障害児(者)施設地域療育事業	
施設対策	就参加 ・対 社会策					精神薄弱者通所援護事業 精神薄弱者福祉ホーム 精神薄弱者通動寮 職親 精神薄弱者更生施設(通所) 精神薄弱者援産施設(通所)	
						精神薄弱児施設 精神薄弱者更生施設(収容) 精神薄弱者援産施設(収容)	
						盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 国立療養所適性任務要障害児委託病床 国立療養所重症心身障害児委託病床	

(注) 心身障害児(者)とは、身体障害児(18歳未満)、精神薄弱児(18歳未満)、精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

#### 身体障害の種類別在宅身体障害児数

身体障害の種類別在宅身体障害児数(昭和45年10月1日現在)

	全 国 推 計(人)	構 成 比(%)
総 数	93,800	100.0
視 覚 障 害	5,600	5.9
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	11,900	12.7
音 声 言 語 機 能 障 害	6,300	6.7
肢 体 不 自 由	51,900	55.3
心臓又は呼吸器機能障害	5,600	5.9
複 合 障 害	12,600	13.4

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

### 心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

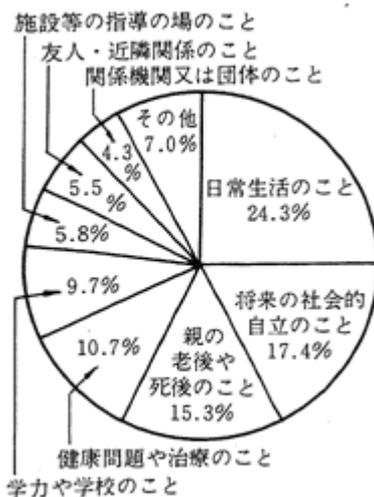
心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数  
(昭和59年10月1日現在)(単位:か所,人)

	施 設 数	入 所 定 員	入 所 人 員
精 神 薄 弱 児 施 設	326	22,796	19,000
自 閉 症 児 施 設	7	340	263
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	222	8,073	5,967
盲 児 施 設	29	1,674	697
ろ う あ 児 施 設	25	1,715	516
難 聴 幼 児 通 園 施 設	23	780	622
肢 体 不 自 由 児 施 設	74	9,520	7,028
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	69	2,940	2,164
肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設	8	460	260
重 症 心 身 障 害 児 施 設	56	5,937	5,573
国立療養所重症心身障害児委 託病床	80	8,080	7,620
国立療養所進行性筋萎縮症児 委託病床	27	2,140	1,329
心 身 障 害 児 通 園 事 業	182	3,640	—
精 神 薄 弱 者 更 生 施 設 (収 容)	642	45,300	44,577
“ (通 所)	71	2,421	2,227
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設 (収 容)	133	8,720	8,574
“ (通 所)	205	7,060	6,677
精 神 薄 弱 者 通 勤 寮	82	1,864	1,741
精 神 薄 弱 者 福 祉 ホ ー ム	13	130	—
精 神 薄 弱 者 通 所 援 護 事 業	121	—	—

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

### 心身障害児(者)の保護者のあげる養育に関する気がかりなこと

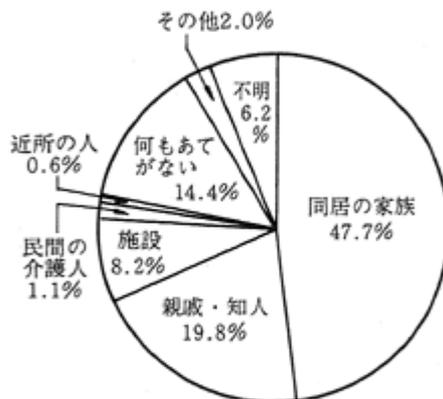
### 心身障害児(者)の保護者のあげる 養育に関する気がかりなこと



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

### 主たる介護者の緊急時の対応(世話してもらう人)

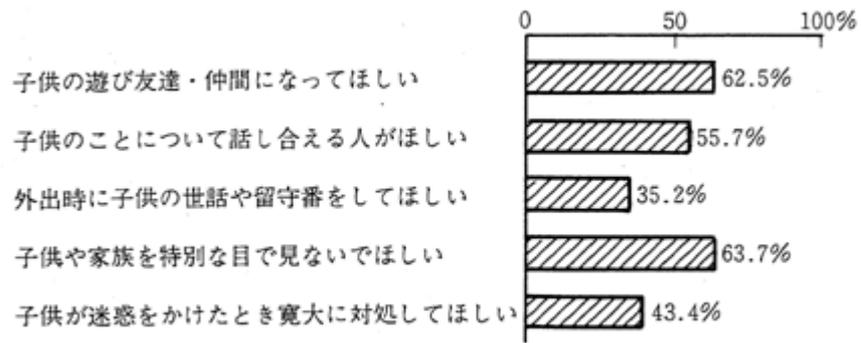
#### 主たる介護者の緊急時の対応 (世話してもらう人)



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

### 近隣の人に対して要望すること

近隣の人に対して要望すること



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

3 心身障害者福祉

(3) 精神薄弱者

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)

	全 国 推 計 数	構 成 比
総 数	312,600人	100.0%
軽 度	130,200	41.7
中 度	98,300	31.4
重 度・最 重 度	82,300	26.3
不 明	1,800	0.6

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

年齢階級別在宅精神薄弱者数

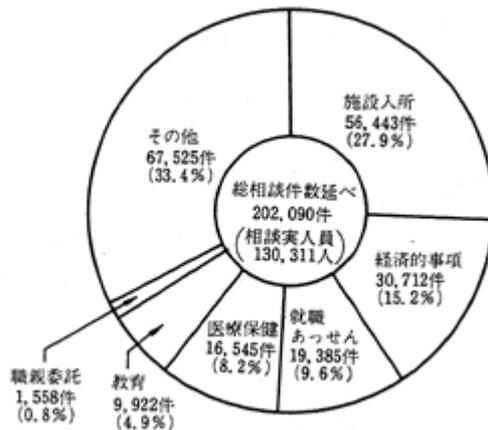
年齢階級別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)

	精 神 薄 弱 者 数	人 口 千 対 比
総 数	312,600人	3.0
18 歳 未 満	141,700	4.7
0 ~ 4	16,000	1.7
5 ~ 9	37,900	4.7
10 ~ 14	64,400	8.3
15 ~ 17	23,300	4.7
18 歳 以 上	170,900	2.3
18 ~ 19 歳	10,100	2.8
20 ~ 29	57,600	2.9
30 ~ 39	47,100	2.8
40 ~ 49	27,000	2.0
50 ~ 59	21,000	2.2
60 ~	8,200	0.7

資料：基礎人口…総理府統計局「昭和46年10月1日現在推計人口」  
厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数(昭和59年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 3 心身障害者福祉

#### (4) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。	
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	
手当額(月額) (昭和60年6月~)	1級(重度)	39,800円
	2級(中度)	26,500円
所 得 制 限	受給者の前年の年収541.1万円未満(4人世帯)	
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。	
支 給 状 況 (昭和59年度末)	支給対象児童数	123,117人
	障害種別	精神薄弱 60,244人
		身体障害 46,435人
		その他 16,438人

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 3 心身障害者福祉

#### (5) 福祉手当

目的	日常生活において、常時の介護を必要とするような重度の障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。	
受給者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある者	
手当額(月額) (昭和60年6月~)	11,250円	
所得制限	受給者の前年の年収293.8万円未満(4人世帯)	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。	
支給状況 (昭和59年度末)	受給者数	414,903人
	障害種別	身体障害 334,283人
		精神障害 66,647人
		その他 13,973人

## 第2編

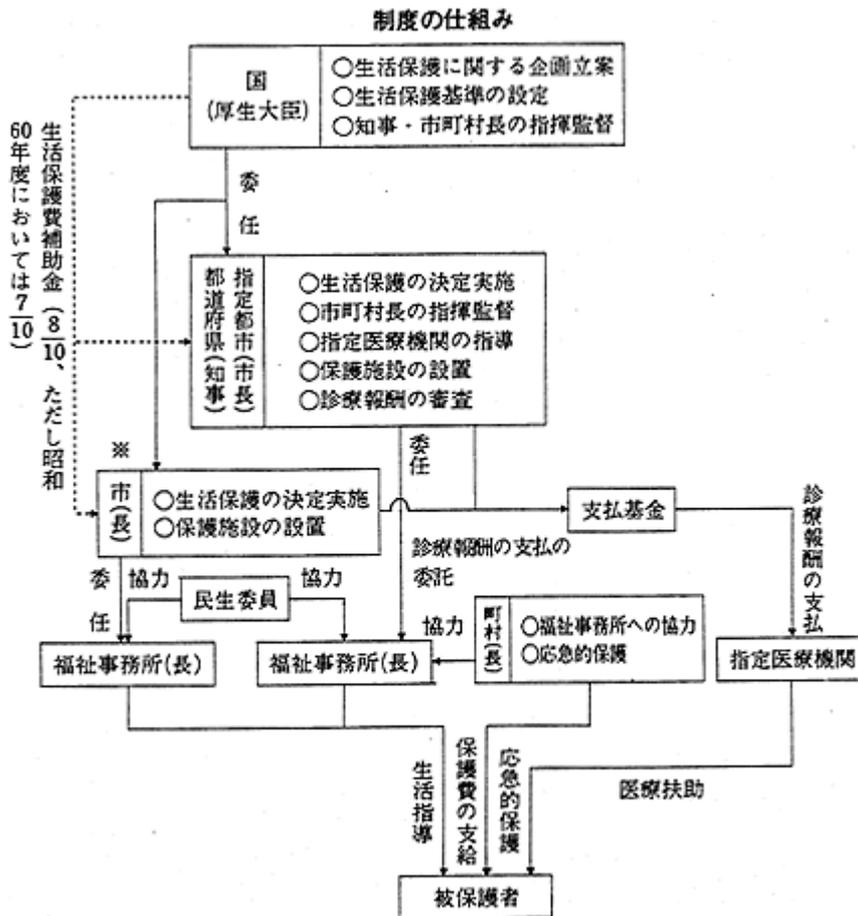
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 4 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

#### 制度の仕組み



※ 福祉事務所を管理する町村長は市長と同じ扱いとなる。

#### 生活扶助基準額の年次推移

生活扶助基準額の年次推移 (標準4人世帯・1級地)

実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差(1人当たり)	
			被保護勤労者世帯(全国) 一般勤労者世帯	(参考) 東京都被保護労働者世帯 東京都一般勤労者世帯
昭和35年度	8,914円	—%	—%	38.0%
40	18,204	112.0	—	50.2
45	34,137	114.0	54.6	51.3
50	74,952	123.5	55.8	57.9
55	124,173	108.6	63.6	59.1
56	134,976	108.7	65.3	59.4
57	143,345	106.2	66.7	61.2
58	148,649	103.7	66.4	62.3
59	152,960	102.9	67.1	62.4
60	157,396	102.9	—	—

厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

- (注) 1. 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。  
 2. 被保護勤労者世帯とは、常用勤労、日雇労働の世帯をいい、被保護労働者世帯とは日雇労働、家内労働の世帯をいう。

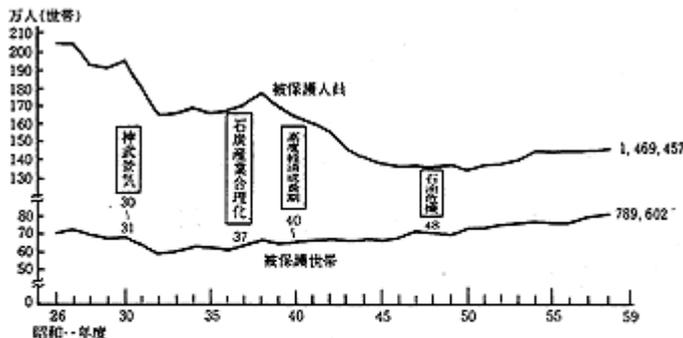
世帯類型別生活扶助基準月額

世帯類型別生活扶助基準月額 (60年度・1級地)

世帯類型	老人単身世帯 (70歳・男)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳男, 4歳女)
基準額	76,095円	109,981円	142,777円

保護の動向

保護の動向



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 昭和59年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。

(単位：万人)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
147	130	97	27	91	0.4

第2編

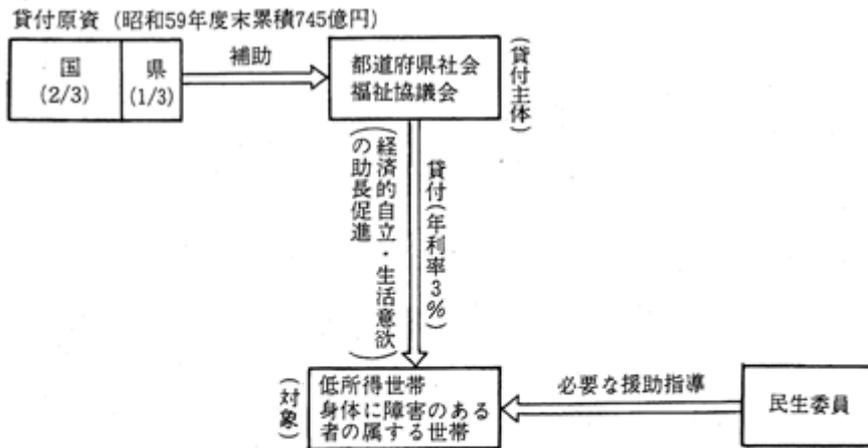
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



(注) 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。(貸付利率年3%) また、昭和59年度の貸付実績は3万7千件となっている。

貸付条件及び貸付実績

貸付条件及び貸付実績 (例)

	貸付条件 (昭和60年度)			貸付実績 (昭和59年度件数)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	生業費 (特別) 円以内 1,740,000	1年	7年	8,042件
住宅資金	950,000	6月	6年	7,273
修学資金	修学費高校 月21,000	6月	20年	12,730

## 第2編

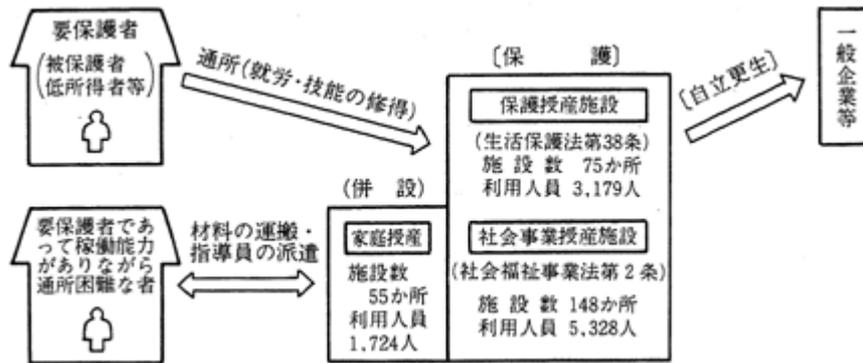
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 5 その他の社会福祉

#### (2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

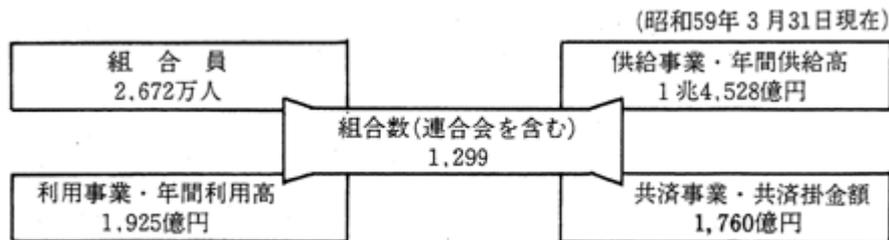
#### III 社会福祉

##### 5 その他の社会福祉

##### (3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行う事業には、1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、3)火災、生命、年金、自動車等の共済事業、4)教育、文化事業等がある。



## 第2編

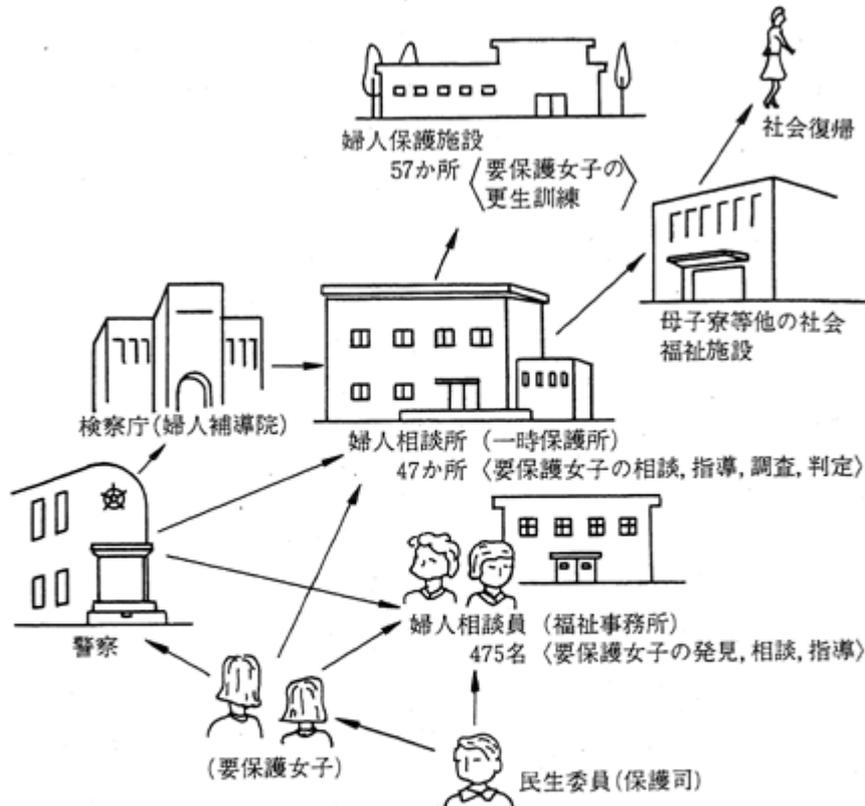
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 5 その他の社会福祉

#### (4) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和59年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受け付けた要保護女子は76,439人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが69.2%でもっとも多く、次いで社会福祉関係機関からの送致が15.2%となっており、警察・法務関係からの送致は2.4%となっている。

(注) 昭和59年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受け付けた要保護女子は76,439人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが69.2%でもっとも多く、次いで社会福祉関係機関からの送致が15.2%となっており、警察・法務関係からの送致は2.4%となっている。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

(5) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。地域改善対策については,「同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)」の失効に伴い,新たに「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」が昭和57年4月1日から5年間の時限立法として施行され,同法に基づき,対策の推進が引き続き図られている。

地域改善対策事業の概要

地域改善対策事業の概要		昭和59年度予算額	
地域改善対策事業	施設整備関係	地域改善対策事業施設・設備整備費	41,224百万円
		簡易水道等施設整備費	298
		地域し尿処理施設整備費	37
		児童福祉施設整備費	1,667
		隣保館運営費	2,857
	運営事業関係	生活相談員設置費	71
		巡回保健相談指導事業費	25
		トラホーム予防事業費	30
		妊婦健康診査費	28
		地域改善対策特別保育事業費	789

不良環境地区改善事業の概要

不良環境地区改善事業の概要		昭和59年度予算額	
不良環境地区改善事業	ウタリ福祉対策	施設整備関係	ウタリ対策事業施設・設備整備費... 480百万円
		運営事業関係	生活館運営費... 87
			巡回保健相談指導事業費... 1
			ウタリ特別保育事業費... 19
	不良環境地区改善対策	不良環境地区改善施設・設備整備費... 153	

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

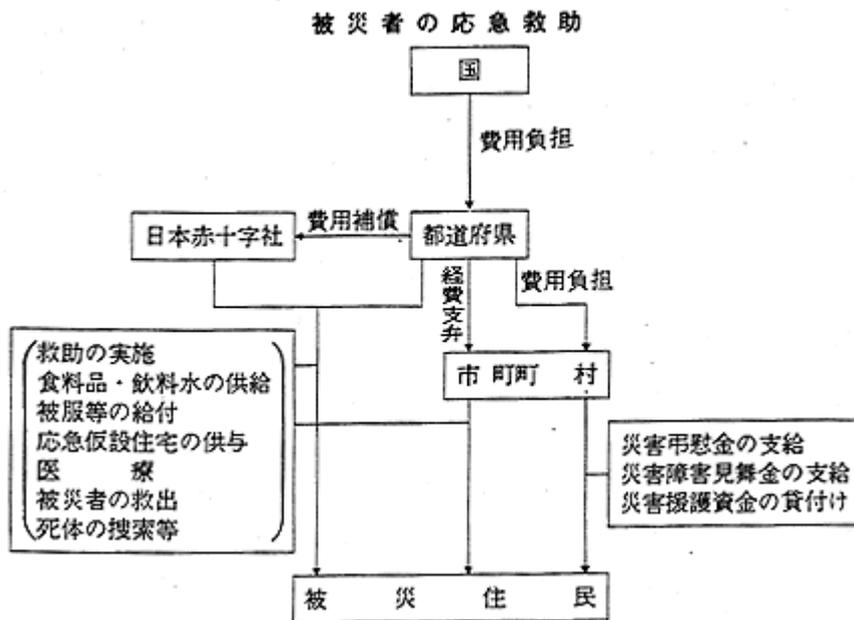
#### III 社会福祉

#### 5 その他の社会福祉

#### (6) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

#### 被災者の応急救助



#### 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した者の遺族に 300 万円の限度で弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	自然災害により重度の障害を有するに至った者に 150 万円の限度で障害見舞金を支給する。
災害援護資金の貸付け	自然災害により世帯主が重傷を負うか、住居又は家財に相当程度の被害を受けた世帯に 180 万円の限度で低利の貸付けを行う。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

(7) 老人、障害者等に関する所得控除

	所得控除	所得控除額	
		国税(所得税)	地方税(住民税)
老人 関 係	I 本人が老人である場合 ○老年者控除(65歳以上、合計所得金額1,000万円以下の者)	25	24
	II 扶養親族等が老人である場合 ○老人配偶者控除 (控除対象配偶者のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	27
	○老人扶養控除 (扶養親族のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	27
	○同居老親等扶養控除 (老人扶養親族が本人又はその配偶者の直系尊属でかつ同居している場合)	7	4
障 害 者 関 係	○障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族のいずれかが障害者である場合)	25 〔特別障害者 (重度障害者、 ねたきり老人等) の場合 33〕	24 〔特別障害者 (重度障害者、 ねたきり老人) 等の場合 26〕
	○同居特別障害者扶養控除 (控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ同居している場合)	7	4
母 子 家 庭 等 関 係	○寡婦控除 (次の場合のいずれかに該当し、老年者に該当しない者 (i)夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族又は合計所得金額が基礎控除額相当の金額(33万円)以下の子を有する場合 (ii)夫と死別した後婚姻をしていない者で合計所得金額300万円以下の場合)	25	24
	○寡夫控除 (妻と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない者)で、合計所得金額が基礎控除額相当の金額以下の子を有し、かつ合計所得金額が300万円以下の場合)	25	24

(注) 1. 「控除対象配偶者」(「扶養親族」)とは、生計を一にする配偶者(親族)のうち、次に該当する者である。  
 イ 合計所得金額のない者  
 ロ その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が33万円以下であるもの  
 ハ その所得の全部が給与所得等以外の所得である者で、その合計所得金額が10万円以下であるもの  
 ニ 給与所得等と給与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が、 $(10万円 - 給与所得等以外の所得) \times 2.3 + 10万円$  以下であるもの  
 2. 老親と同居する者については、老人扶養控除及び同居老親等扶養控除が適用される。  
 3. 特別障害者と同居する者については、扶養控除(国税33万円、地方税26万円)、特別障害者控除及び同居特別障害者控除が適用される。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 6 社会福祉の実施体制

##### (1) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設の状況(昭和59年10月1日現在) (単位:か所,人)

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	47,617	2,627,652	2,327,545	566,883
保護施設	347	22,071	21,661	5,921
老人福祉施設	4,411	197,649	193,890	83,354
うち特別養護老人ホーム	(1,505)	(111,970)	(111,908)	(52,766)
身体障害者更生援護施設	679	31,857	28,723	16,486
婦人保護施設	57	1,990	879	562
児童福祉施設	33,475	2,224,955	1,961,950	406,459
うち保育所	(22,904)	(2,124,000)	(1,880,122)	(296,479)
精神薄弱者援護施設	1,051	63,501	62,055	29,604
母子福祉施設	84	2,118	.	512
その他の社会福祉施設	7,513	83,511	58,387	23,985

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設(医療機関)の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員は除いている。  
 3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。また、その他の社会福祉施設には、へき地保育所を含んでいる。

#### 社会福祉施設の状況

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

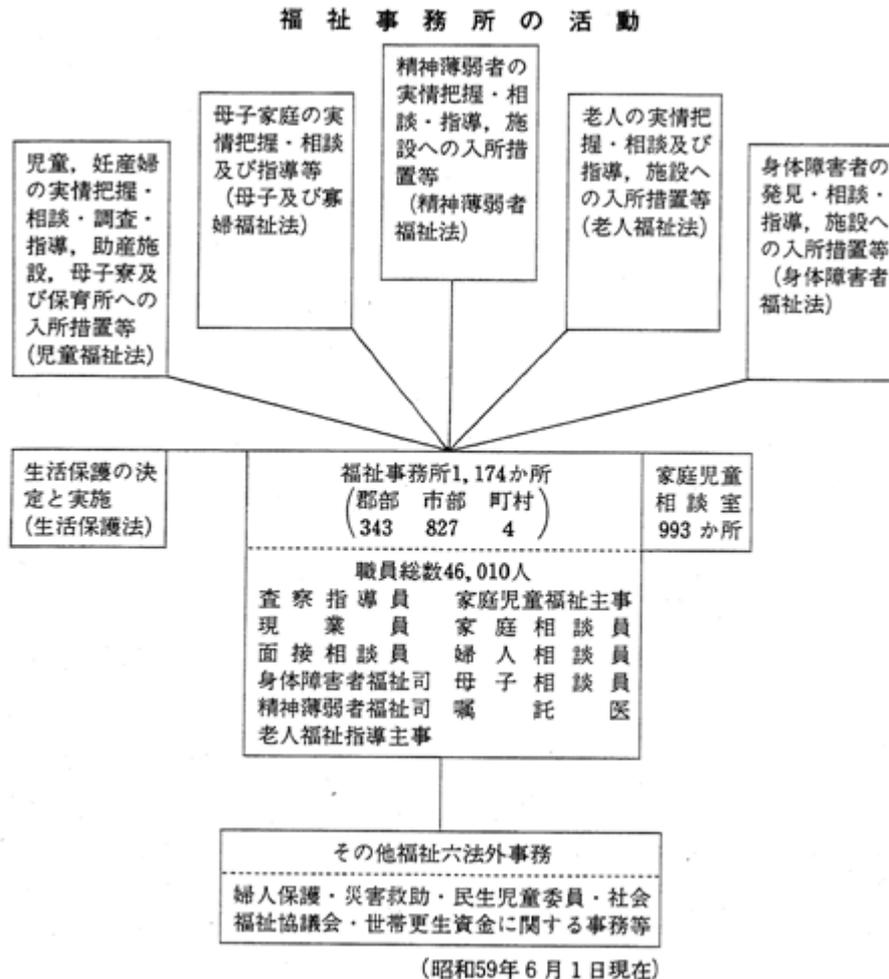
#### 6 社会福祉の実施体制

#### (2) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

#### 福祉事務所の活動



厚生白書(昭和60年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 6 社会福祉の実施体制

#### (3) 民間社会福祉活動

##### 1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

#### 民生委員の活動状況

民生委員の活動状況 (昭和59年度)

民	生	委	員(人)	174,065					
活	動	日	数(日)	14,877,477					
訪	問	回	数(件)	19,492,541					
調 査 ・ 係 証 明 事 務 数	総	数		13,581,436					
	調	査		3,638,440					
	証	明	事	務	1,312,297				
	施設、団体、公的機関との連絡				3,609,831				
	諸会合、行事への参加				5,020,868				
相 談 指 導 件 数	総	数		19,000,606					
	家	族	の	問	題	1,225,513			
	住	居	の	問	題	635,663			
	健	康	の	問	題	5,068,912			
	仕	事	の	問	題	781,986			
	事	故	・	災	害	168,863			
	生	活	費	の	問	題	1,832,688		
	年	金	・	保	険	の	問	題	661,944
	生	活	環	境	の	問	題	1,083,941	
	そ	の	他			7,541,096			

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 民生委員は、昭和58年12月1日(一斉改選時)の定員数

## 2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

### 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の概要 (昭和60年度)	
全国社会福祉協議会 (都道府県社協、社会福祉関係中央団体等により組織) (1か所) 職員数133人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県社協の指導・連絡</li> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報</li> <li>○全国ボランティア活動振興センターの運営</li> <li>○社会福祉研修センターの運営</li> <li>○民生委員活動の推進</li> <li>○国際協力</li> </ul>
都道府県社会福祉協議会 (市区町村社協、社会福祉関係団体、社会福祉施設等により組織) (57か所) 職員数2,389人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村社協活動の指導・連絡</li> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報</li> <li>○都道府県ボランティア活動指導センターの運営</li> <li>○地域福祉モデル地区事業の推進</li> <li>○福祉施設近代化の推進</li> <li>○世帯更生資金制度の運営</li> <li>○福祉基金の運営</li> <li>○共同募金への協力</li> </ul>
市区町村社会福祉協議会 (市区町村内の住民組織、社会福祉関係団体等により組織) (3,376所) 職員数15,573人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・研究・広報</li> <li>○市町村ボランティアセンターの運営</li> <li>○福祉ボランティアの町づくり事業の実施</li> <li>○福祉教育等の推進</li> <li>○在宅福祉サービスの推進</li> <li>○心配ごと相談所の運営</li> <li>○高齢者無料職業紹介事業等の運営</li> <li>○社会福祉センターの運営</li> <li>○社会福祉施設機能の地域開放の促進</li> <li>○世帯更生資金等の貸付</li> <li>○福祉基金の運営</li> <li>○共同募金への協力</li> </ul>

(注) か所数、職員数は昭和60年4月1日現在

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 6 社会福祉の実施体制

#### (4) 社会福祉・医療事業団(社会福祉関係)

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、昭和60年1月1日に社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合してできた特殊法人である。

##### 1) 福祉貸付制度

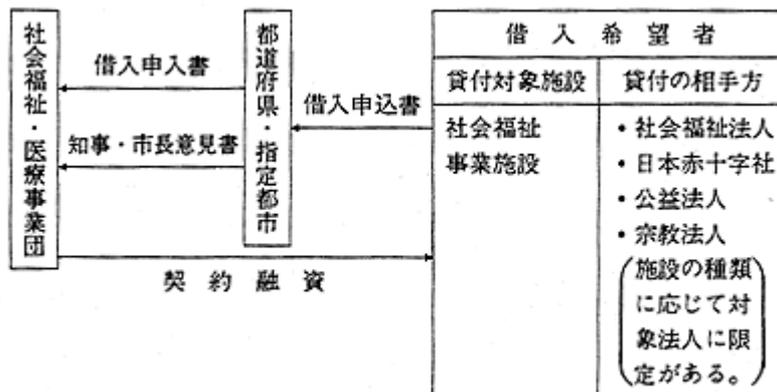
社会福祉法人等に対し、社会福祉施設の設置、整備又は、経営に必要な資金を長期・低利での貸付制度で、59年度の貸付件数は459件、貸付金額は273億円である。

##### 2) 退職手当共済事業

民間社会福祉施設の職員が退職した場合に、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、退職手当金を支給する制度で、59年度の給付人員は21,263人、給付金額は122億円である。

##### 3) 心身障害者扶養保険事業

道府県・指定都市で実施されている心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を、事業団が各地方公共団体と保険契約を締結する保険事業であり、59年度の年金給付人員は9,372人、年金額は22億円である。



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

##### 7 援護

---

先の大戦の我が国に与えた影響は今なお大きく、現在、戦没者の遺族は200万人を超え、戦傷病者は約15万人おり、更に120万柱にのぼる海外未収集遺骨が残されている。

援護行政は、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし、海外における戦没者の遺骨の収集や慰霊巡拝・慰霊碑の建設等の事業、未帰還者の調査、中国残留日本人孤児の肉親捜し及び日本社会への定着自立促進、全国戦没者追悼式の実施、引揚者に対する援護、軍人恩給の進達、叙位叙勲に関する業務等を行っている。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

#### 7 援護

#### (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

##### 1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

###### ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

対象者	障害給付	遺族給付
軍人(恩給該当者を除く。)軍属(旧軍の有給雇備人等)及び準軍属(被徴用者、動員学徒、国民義勇隊の隊員、戦闘参加者等)で公務傷病又は勤務に関連する傷病により第5款症以上の障害を有する者及び死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母等の遺族(弔慰金にあつては、兄弟姉妹及びこれ以外の三親等以内の親族も対象者とする。)		
援護の内容	障害年金 5,440人	遺族年金 70,775人
	公務傷病 7,208,000円(特別項症) ～712,000円(第5款症)	(軍人軍属の遺族) (先順位者66,805人) (後順位者3,970人)
	勤務関連傷病 5,494,600円(特別項症) ～550,300円(第5款症)	遺族給与金 31,328人
	扶養親族加給 158,400円(配偶者) 50,400円(配偶者以外の扶養親族 3人目以降は12,000円)	(準軍属の遺族) (先順位者28,667人) (後順位者2,661人)
	特別加給 270,000円(特別項症) 210,000円(第1項症及び第2項症)	公務死亡 1,440,000円(先順位者) 50,400円(後順位者)
	障害一時金 668人(累計) 第1款症以下の障害を有する者について選択により支給	勤務関連死亡 1,141,000円(先順位者) 39,200円(後順位者)
		弔慰金 2,077,347人(累計) 額面5万円、年6分の利付、10年償還の国債

(注) 1. 金額は昭和60年8月からのものである。  
2. 受給人員は昭和60年3月31日現在

##### 2) 戦傷病者特別援護法による援護

② 戦傷病者特別援護法による援護

対 象 者	軍人軍属及び準軍属で公務又は勤務に関連する傷病により第5 款症(軍人については第4目症)以上の障害を有する者として、 または、公務又は勤務に関連する傷病について厚生大臣が療養の 必要があると認めた者として戦傷病者手帳の交付を受けたもの	153,603人
援 護 の 内 容	1 療養の必要があると認定した者に対する療養の給付	7,238人
	2 長期入院患者に対する療養手当(月額22,500円)の支給	63人
	3 療養の給付を受けている者が死亡した場合の、その遺族に対 する葬祭費(113,000円)の支給	178件
	4 更生するため医療の必要があると認定した者に対する更生医 療の給付	
	5 補装具の支給及び修理	5,637件
	6 国立保養所への収容	2人
	7 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を 利用する場合の無賃乗車給の取扱い	126,007人
	戦傷病者相談員が、戦傷病者の福祉の増進を図るため厚生大臣の委託を 受けて戦傷病者の更生等について戦傷病者の相談相手となり、必要な指導 等を行う。	940人

- (注) 1. 受給人員等は昭和60年4月1日現在、ただし、「援護の内容」の3,5,  
7は昭和59年度のものである。  
2. 「援護の内容」の7の数字は引換証交付者数である。  
3. 金額は昭和60年4月1日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

7 援護

(2) 特別給付金等

種別	戦没者等の妻に対する特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金	戦没者の父母等に対する特別給付金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
対象者	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により第5款症以上の障害を有する軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の父母、祖父母で戦没者の死亡により子孫が絶えたもの	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、生計関係があった三親等内親族 (公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がない場合に限る)
給付	<p>20万円(10年償還、国債)</p> <p>昭和38年に措置 支給件数 419,521人 ↓</p> <p>60万円(10年償還、国債、継続)</p> <p>昭和48年に措置 支給件数 386,180人 ↓</p> <p>120万円(10年償還、国債、再継続)</p> <p>昭和58年に措置 支給件数 328,568人</p>	<p>10万円(5万円) (10年償還、国債)</p> <p>( )内の額は軽症者の妻、以下同じ)</p> <p>昭和41年に措置 支給件数 121,707人 ↓</p> <p>30万円(15万円) (10年償還、国債、継続)</p> <p>昭和51年に措置 支給件数93,656人</p> <p>5万円(2.5万円) (5年償還、国債)</p> <p>昭和54年に措置 支給件数 6,942人 ↓</p> <p>2万円(1万円) (2年償還、国債)</p> <p>昭和59年に措置 支給件数 2,107人</p>	<p>10万円(5年償還、国債)</p> <p>昭和42年に措置 支給件数16,636人 ↓</p> <p>30万円(5年償還、国債、継続)</p> <p>昭和48年に措置 支給件数14,456人 ↓</p> <p>60万円(5年償還、国債、再継続)</p> <p>昭和53年に措置 支給件数10,064人 ↓</p> <p>60万円(5年償還、国債、再々継続)</p> <p>昭和58年に措置 支給件数 6,041人</p>	<p>3万円(10年償還、国債)</p> <p>昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 663,549人</p> <p>20万円(10年償還、国債)</p> <p>昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,007,652人</p> <p>12万円(6年償還、国債)</p> <p>昭和54年に措置 (終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,270人</p> <p>30万円(10年償還、国債)</p> <p>昭和60年に措置 (終戦40周年)</p>

(注) 支給件数は、昭和60年3月31日現在

第2編

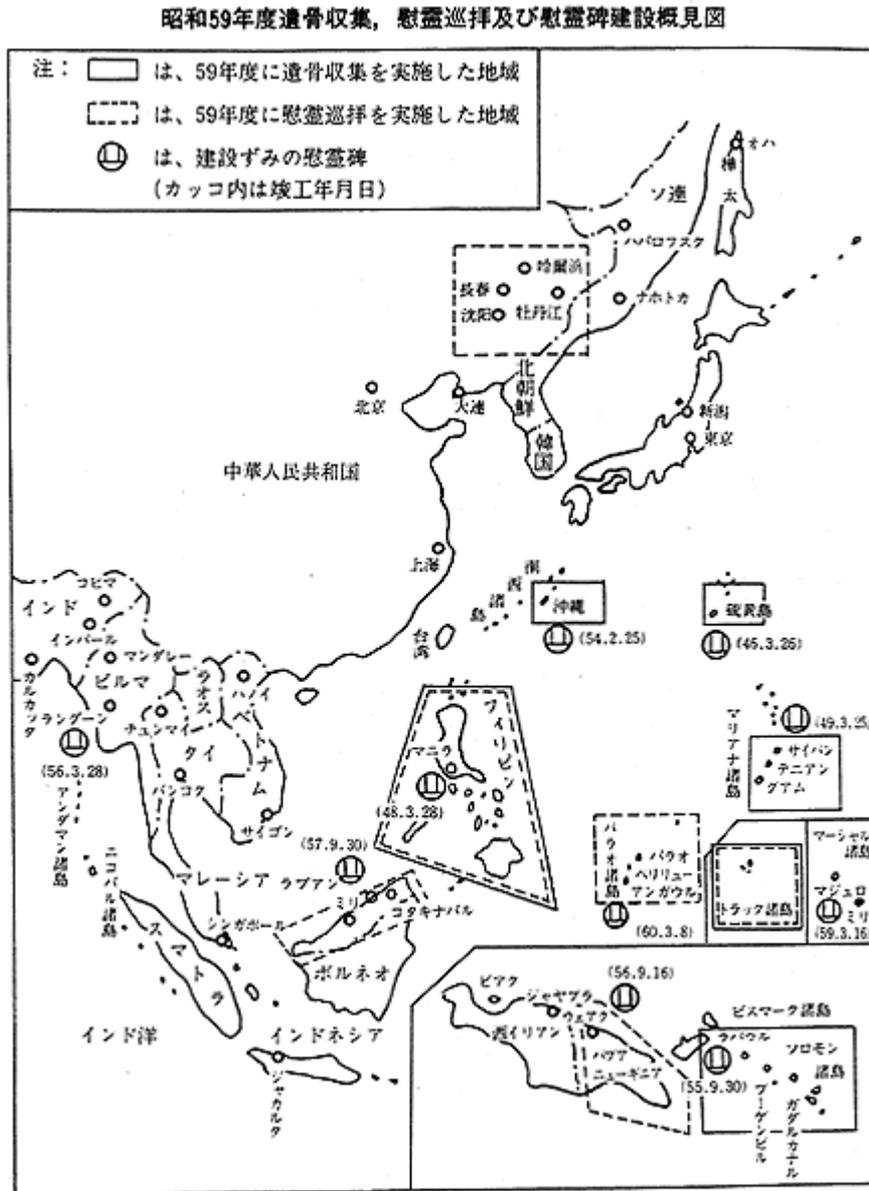
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

7 援護

(3) 海外戦没者遺骨収集等

昭和59年度遺骨収集,慰霊巡拝及び慰霊碑建設概見図



厚生白書(昭和60年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

##### 7 援護

#### (4) 中国残留日本人孤児の現況

---

(昭和60年10月11日現在)

現在中国に残る孤児数	1,895人
身元判明	631人
訪日未判明	299人
60年度訪日(第9・10次分)	265人
61年度訪日予定	700人
既帰国者数	240人
計	2,135人

厚生省援護局調べ

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 社会福祉

##### 7 援護

##### (5) 中国帰国孤児等引揚者等の援護

(昭和60年4月1日現在)

施 策 の 概 要
1. 帰国援護 ○帰国のための旅費等の支給
2. 帰国直後の定着援護 ○中国帰国孤児定着促進センターへの入所 ○帰国後の当座の生活資金として帰還手当の支給 (大人：134,400円, 子供：67,200円) ○上陸時に1泊させて、各種行政機関の窓口の紹介、生活習慣の相違等のオリエンテーションの実施
3. 生活指導・相談 ○日常生活の指導、日本語習得の援助等を行い社会生活に早期に適應させるための生活指導員の各家庭及び職業訓練校への派遣
4. 住宅の援護 ○公営住宅への優先入居の措置
5. 日本語教育 ○日本語習得のための語学教材の支給 ○引揚者子女教育研究協力校の指定等
6. 就職促進 ○職業訓練校への入校 ○就職のあっせん ○訓練手当、特定求職者雇用開発助成金等の支給